

◎新潟県告示第871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成26年5月26日から平成26年6月20日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月23日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 関川水系土地改良区	関川水系	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し	上越市役所、 上越市板倉区総合事務所、 上越市清里区総合事務所、 上越市三和区総合事務所 及び妙高市役所	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。